

愛知県住生活基本計画2020

概要版

発行／愛知県建設部建築担当局住宅計画課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL 052-961-2111(代表)
URL <http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/>
E-mail jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

愛知県住生活基本計画2020

概要版



平成24年3月



目 次

背景／目的／計画の位置づけ／計画期間	01
住まい・まちづくりを取り巻く状況	02
住まい・まちづくりの基本的な方針	03
● 住まい・まちづくりの基本理念	03
● 基本理念に基づく住まい・まちづくりの将来像	03
● 取組の視点	04
住まい・まちづくりの目標と施策の展開	05
I 住まい：良質な住宅ストックをつくる	05
II 地域：住みよい地域をつくる	07
III 著らし：いつまでも住み続けられる	08
住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域	10
計画の推進に向けて	10

背 景

2006年度(平成18年度)に「あいち住まい・まちづくりマスター・プラン2015」[計画期間：2006年度(平成18年度)～2015年度(平成27年度)]を策定し、取組を推進してきましたが、概ね5年で計画を見直すこととしていました。

また、少子高齢化の更なる進行や世界同時不況による地域経済の停滞、さらには東北地方太平洋沖地震の発生による被害など、住まい・まちづくりを取り巻く状況の変化や時代の要請に的確に応え、計画の軌道修正を行うことが必要であることから、現行の計画を見直し、新たな『愛知県住生活基本計画2020』を定めるものです。

目 的

本計画は、県民の住生活の安定の確保及び向上に向け、良好な住宅・住環境の整備促進を目的とともに、愛知県におけるこれからの住まい・まちづくりの目標像などを示すことで、県民や事業者、NPO、住民団体、行政・公的団体等と共有し、その実現に向けて連携・協調して取り組むための指針となることを目指します。

計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法第17条に基づき、愛知県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として定めるものです。

計 画 期 間

2011年度(平成23年度)から2020年度(平成32年度)までの10年間

住宅の供給等及び住宅地の供給を 重点的に図るべき地域

県民が無理の無い負担で良質な住宅を確保できるよう
にするため、住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に
図るべき地域(重点供給地域)を設定します。

重点供給地域では、地域特性を踏まえた規制・誘導手
法の活用や、住宅及び住宅地の供給に関する事業の実
施など各種施策を重点的に実施します。

○ 名古屋都市計画区域	40地区
○ 尾張都市計画区域	17地区
○ 知多都市計画区域	13地区
○ 西三河都市計画区域	24地区
○ 豊田都市計画区域	11地区
○ 東三河都市計画区域	13地区
計	118地区

計画の推進に向けて

多様な主体の参加と協働による推進体制

愛知県は、本計画の主体的かつ総合的な実施主体として、本計画を着実に推進し、目標の実現を図ります。

なお、本計画の目標実現に向けては、住まい・まちづくりに密接に関わる部局との緊密な連携を図るとともに、市町村、地方住宅供給公社などの公的団体、住まい手、住宅関連事業者、NPO、専門家などの県内の住まい・まちづくりを担う各主体についても、それぞれの自主的な取組を基本としつつ、計画実現に向けた連携と推進体制の充実・強化に努めています。



計画の継続的なモニタリング

県民に対する説明責任を果たしつつ、本計画の実効性を高めるため、定期的かつ必要に応じて、施策・事業の進捗状況などを把握するとともに、目標の達成状況を示す成果指標などを用いて、施策・事業の効果について、分析・評価を行います。

本計画は、計画期間として10年間を定めていますが、今後の社会経済情勢の変化や施策・事業効果に対する評価を踏まえて、概ね5年後に見直しや所要の変更を行うものとします。なお、緊急に住宅政策を大幅に変更する必要性が生じた場合には、適時、計画の見直しや所要の変更を行うものとします。